

事業主・加入者のみなさまへ

協会けんぽ栃木支部からのお知らせ

～職場内での回覧、掲示をお願いいたします～

2023年
8月
号

令和5年8月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。



お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります



- 製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

被扶養者資格の再確認にご協力を願います

協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

確認をお願いする事業主のみなさまへ、「被扶養者状況リスト」を**令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次お送りいたします**ので、被扶養者資格のご確認をいただき、提出期限までのご提出にご協力を願います。

提出期限

令和5年12月8日(金)

◆確認対象者

令和5年4月1日において18歳以上の協会けんぽの被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。



◆令和4年度の実績

- 扶養解除者数 約7.8万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約9億円

◆よくあるご質問

Q1 被扶養者の状況に変更はありませんが、被扶養者状況リストの提出は必要ですか？

A1 被扶養者の状況に変更がない場合でも、被扶養者状況リストの「変更なし」に☑チェックいただき、必ずご提出ください。添付書類が必要となる場合がありますので、詳細は被扶養者状況リストに同封されるリーフレットをご確認ください。

Q2 扶養から外れる被扶養者がいる場合はどうしたら良いですか？

A2 再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

Q3 被扶養者が被保険者と別居している場合や、海外に在住している場合はどうしたら良いですか？

A3 被扶養者状況リストに同封の被扶養者現況申立書と、事実を確認できる書類を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

お問い合わせ先 業務グループ 028-616-1693



全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮D1ビル7階
TEL.028-616-1691 (代表)

- 保険証・健康保険給付・任意継続 TEL.028-616-1693
- 健診・特定保健指導 TEL.028-616-1695
- レセプト・医療費のお知らせ TEL.028-616-1694
- 保険料率・ジェネリック医薬品 TEL.028-616-1692

毎月配信
登録料無料

★お役立ち情報満載★

協会けんぽ栃木支部は、メールマガジンを活用した皆さまの健康づくりに取り組んでいます。

健康保険に関する情報や日々健康に過ごすためのお役立ち情報などをメールでお届けします。

どなたでもご利用いただけますので、この機会にご活用ください。

右の二次元コードを読み取ってご登録ください。



ホームページアドレス | <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

協会けんぽ 栃木

検索